



# 第3章

## 地域福祉計画の施策

第3章では、地域福祉を推進するため、市の事業施策について説明しています。

## 第3章

# 地域福祉計画の施策

市では地域福祉計画のため、「市民協働」の定義である「市民がお互いに、又は市民と行政(市)が、それぞれの特性や能力を生かしながら、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること」を基本的な考え方として各施策を展開してきました。しかし、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止や見直しを余儀なくされました。

地域福祉の実現のため、事業の実施状況や課題を今後の進め方など検討し、地域の特性や市民ニーズを把握しながら、工夫を凝らした事業を展開していきます。

また、第3期計画・活動計画に掲げている取り組みや事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

### SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

## SDGs (持続可能な開発目標) 17 の目標

 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p><b>12. つくる責任つかう責任</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p>	<p><b>17. パートナースHIPで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

## 基本目標1 誰もが参加する地域をつくります

市民誰もが身近な地域で「参加したい」「体験したい」と思える魅力ある地域福祉の活動づくりに取り組みます。

また、さまざまな機会を通じて、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を見出し、活動につなげ、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。

### ●基本施策1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します

#### ○市民の活動を支援します

- ・地域福祉活動や健康づくりの情報を広報紙や SNS 等で情報発信していきます。
- ・地域福祉活動や健康づくりへの理解を促進するため、地域における参加型体験学習を実施します。
- ・スマートフォンの利用促進のための事業を実施します。

市の主な事業	内容	関係部課等
広報紙等による普及啓発 	広報紙や SNS 等を利用し、地域福祉活動や健康づくりの情報を広く市民へ周知する。	健康づくり推進課 社会福祉課 広報広聴課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 	就労等により昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	子ども福祉課

市の主な事業	内 容	関係部課等
両立支援のための 広報啓発、情報提供  	父親の育児参加や子どもをもつ 勤労者に対する雇用環境の充実、 女性が出産後も安心して働き続 けることができる職場づくりな ど、両立支援に向けた啓発活動を行 う。	少子化・人口減少 対策課
スクエアステップ 教室 	高齢者の転倒予防・認知機能向 上等に効果のある運動教室を開 催する。	高齢福祉課 市スクエアステッ プリーダー会
いきいき健康運動 教室 	体操指導士会の各支部から 1 か 所選定し、1 か所につき 3 日間、 保健師と栄養士及び歯科衛生士 が講話を実施していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体 操指導士会
スマートフォンを 初めて購入する高 齢者への助成 	スマートフォンを初めて購入す る 65 歳以上の方を対象に、市指 定のスマホ講座受講後、購入費用 等の助成を行う。	企画課



## ●基本施策2 地域福祉活動を担う人材を育成します

### ○ 地域福祉活動や健康づくり活動のための相談窓口を充実します

・ボランティア・市民活動センターの利活用を支援します。

### ○ 地域福祉に関する学習機会を充実します

・健康や福祉、ボランティアに関する講演会や講習会、セミナーを開催します。

### ○ 人権教育・福祉教育を推進します

・幼稚園や保育園、認定こども園、小学校、中学校での人権教育・福祉教育を進めます。

市の主な事業	内 容	関係部課等
ボランティア育成事業  	中学生等を対象としたボランティア体験研修を実施し、次の世代を担う地域福祉のリーダーを育成する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協19支部
手話奉仕員養成研修事業  	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、日常生活または社会生活を営むことができるよう交流活動を促進し、福祉の増進を図るため手話奉仕員の養成を行う。	社会福祉課 県聴覚障害者協会
人権教室の実施  	市内の幼稚園や保育園、認定こども園、小・中学校において人権教室を開催し、人権啓発を進める。	社会福祉課 市人権擁護委員

市の主な事業	内 容	関係部課等
<p>あんしんファミリー 介護研修事業</p>  	<p>助け合い、支えあう地域社会づくりを進める地域のボランティアを養成するとともに、家族介護の質の向上を図るための講義・演習を行う。</p>	<p>高齢福祉課 市社会福祉協議会</p>
<p>健康で学ぶ寿講座</p> 	<p>65 歳以上の方を対象に、生きがいのある人生を送ることを目指して、講話や伝統工芸などを学ぶ講座を開催する。</p>	<p>生涯学習センター</p>
<p>昔ながらの食の素晴らしさを学ぶ講座</p>  	<p>代々受け継がれているさまざまな食の云われや素晴らしさを学び、食文化の再発見を行う。</p>	<p>生涯学習センター</p>
<p>障害に対する理解の促進</p>  	<p>障がい者の作品展開催など、障害に対する正しい理解や共生社会の理念の普及、啓発活動を推進する。</p>	<p>社会福祉課</p>



## 基本目標2 みんながつながる地域社会をつくれます

核家族化が進行する中、ひとり暮らしの世帯も増加しています。今後は、地域の中で支え合い・助け合うことがますます重要になります。気軽に声を掛け合える地域づくりに取り組みます。

さらに、孤立することなく多くの仲間とつながりながら、共通の話題や活動で楽しいひと時を過ごし、人の思いやりと優しさに触れ、改めて地域の良さを感じることが出来る機会づくりを推進するとともに、健康寿命を延伸するためフレイル対策に取り組みます。

### ●基本施策1 楽しく集い、支え合う場をつくれます

#### ○地域の一員としての意識の向上を図ります

- ・挨拶・声掛け運動を広め、地域のつながり(交流)を促進します。
- ・子どもたちを地域ぐるみで見守ります。

市の主な事業	内容	関係部課等
認知症サポーター 養成講座事業 	講座では認知症になるメカニズムや症状、認知症の方の心理を説明し、周囲の人がどう対応すればいいかを解説し認知症の方への対応方法や認知症に対する正しい知識について学んでいく。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
三世代交流 	市社会福祉協議会の各支部で、子どもへ昔遊びの継承等を通じ三世代の交流会を実施する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会、子ども会等

市の主な事業	内 容	関係部課等
<p>地域ふくし懇談会の開催</p> 	<p>地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。</p>	<p>社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 民生委員児童委員 町会</p>
<p>地区敬老会補助事業</p> 	<p>式典や会食を通して、長寿を祝うとともに高齢者と地域の方との交流を深め、敬老精神の高揚を図る。</p>	<p>高齢福祉課 市社会福祉協議会 市内公民館・町会・ 地区コミュニティ</p>
<p>ふれあい給食サービス事業</p> 	<p>ひとり暮らしの高齢者等の孤独感の解消を図るため、月1～2回程度、ボランティアが家庭を訪問し、昼食時に食事を届けるとともに会食を行う。</p>	<p>高齢福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部</p>
<p>登下校見守り</p>  	<p>子どもたちの登下校の安全確保のため、地域子ども安全ボランティア活動等により地域の子どもたちを見守る。</p>	<p>教育総務課 地域子ども安全ボ ランティア</p>
<p>青色防犯パトロール</p>  	<p>地域の治安維持のため、青色回転灯を装着した車両により、地域の防犯パトロールを実施する。</p>	<p>市民協働推進課 市セーフティ・マイ・ タウン・チーム 自警団等ボランティ ア団体</p>

● **基本施策2 みんなが健やかで、生き生きとつながる地域社会をつくれます**

○ **楽しく集い、語り合える場づくりや健康寿命を延伸するためフレイル対策に取り組みます**



- ・高齢者サロン活動や健康づくり教室、体操教室、趣味の会など、身近な地域で開催しフレイル対策を推進していきます。
- ・地域の居場所(たまり場)づくりを支援します。

市の主な事業	内 容	関係部課等
健康教育・健康相談 	保健師、栄養士等各公民館・集会所で、生活習慣病の予防、精神疾患、介護予防、「フレイル予防」などの健康に関する知識の普及・啓発を行う。町会、支部社協、サロン等団体の申し込み以外に少人数での健康教育・健康相談の申し込みにも対応していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会、食生活改善推進協議会、保健推進員、町会、老人会など
いきいき健康運動教室(再掲) 	体操指導士会の各支部から 1 か所選定してもらい、1 か所につき 3 日間、保健師と栄養士及び歯科衛生士が講話を実施していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会
さらに元気アップ健康教室(らくらく健康塾) 	フレイル対象者を含めた高齢者を対象に、栄養・運動・口腔・認知機能の向上のプログラムを複合的に実施する。また、フレイル対象者については、事業終了後に、通いの場への継続的な参加を促していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会 理学療法士会

市の主な事業	内 容	関係部課等
フレイル予防普及啓発事業 	市内スーパーやドラッグストア等において、フレイル予防のための普及啓発活動や講演会等を実施する。また、今後、市内スーパー・ドラッグストアを協議会員とし、市全体で行っていくフレイル予防の普及啓発について連携する。	健康づくり推進課
フレイルチェック事業 	市内スーパー、ドラッグストア、地区公民館において、フレイルチェックを実施する。フレイルサポーターを増員し、訪問型フレイルチェックの他、各地区でのフレイルチェックを実施する。	健康づくり推進課
スクエアステップ教室(再掲) 	高齢者の転倒予防・認知機能向上等に効果のある運動教室を開催する。	高齢福祉課 市スクエアステップリーダー会
精神ディサービス事業 	回復途上にある精神障がい者の方が安心して集い仲間との交流や趣味、創作活動を通して自信回復や社会参加を目的に行う。	健康づくり推進課 かわせみ(精神ディサービスボランティア)
老人クラブ活動支援事業 	地域福祉・地域文化振興の原動力となるよう、会員の特性を活かし、地域に根ざした社会参加・健康づくり・友愛や奉仕活動を行い生きがいづくりなどを推進する。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 市老人クラブ連合会、地域老人クラブ

市の主な事業	内 容	関係部課等
<p>高齢者スポーツ大会 の開催</p> 	<p>ゲートボール、クロッケー、ペタンク、輪投げ、グラウンド・ゴルフ等各種目に応じて大会を開催する。</p>	<p>高齢福祉課 スポーツ振興課 市社会福祉協議会</p>
<p>高齢者ふれあいサロン事業</p> 	<p>健康寿命を延ばすため、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ニーズに合わせた各種高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者の健康づくりを支援する。</p>	<p>高齢福祉課 市社会福祉協議会</p>
<p>小地域福祉活動支援</p> 	<p>市社会福祉協議会支部主体の活動運営を支援する。</p>	<p>社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部</p>
<p>地域ふくし懇談会の開催(再掲)</p> 	<p>地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。</p>	<p>社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会 民生委員児童委員</p>
<p>結婚相談センターの運営</p> 	<p>結婚相談センターの運営を柱に、AI マッチングシステムを運営する。</p>	<p>少子化・人口減少対策課 じょうづる縁結び隊</p>

### 基本目標3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります

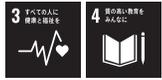
幸せな暮らしのためには、生活上の悩みや困りごとを少しでも軽くすることが必要です。身近な地域で、誰もが気軽に相談できる仕組みづくりを進めていきます。より解決困難な課題については、速やかに専門機関につながる仕組みづくりを進め、同時に対応職員の資質向上を図ります。

#### ● 基本施策1 困りごとを相談する場を充実します

##### ○ 各種相談窓口を充実します

- ・高齢者介護や認知症障がい者支援、子育て、生活困窮、健康、その他生活上の不安・悩み・困りごとの相談窓口を充実し、生活の自立を支援します。
- ・地域の中で、同じ悩みを持つ人同士が、その思いを共有できる仕組みづくりを進めます。

市の主な事業	内容	関係部課等
健康教育・健康相談 (再掲) 	保健師、栄養士等各公民館・集会所にて、生活習慣病の予防、精神疾患、介護予防、「フレイル予防」などの健康に関する知識の普及・啓発を行う。また、町会、支部、社協、サロン等団体の申し込み以外に少人数での健康教育・健康相談の申し込みにも対応していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会、食生活改善推進協議会、保健推進員、町会、老人会など
ママと赤ちゃんの育児教室 	1歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、個別相談を実施する。	健康づくり推進課

市の主な事業	内 容	関係部課等
精神保健相談 	精神科医師が心の悩みの相談に応じる。また、医師が症状によって治療やその方向性等を判断するほか、家族からの相談にも対応する。	健康づくり推進課
地域活動支援センター事業 	地域で生活する障がい者の日常的な相談、生活支援、地域交流活動等を行い、自立、社会参加の促進を図る。	社会福祉課 メンタルサポートステーションきらり
子ども発達支援相談 	子どものコミュニケーションや行動面など、発達段階における相談を受け、適切な支援へつなげる。	子ども福祉課 市子ども発達相談室
生活困窮自立相談 	失業や就職活動の行き詰まり等の事情で、経済的な困窮状態に陥っている生活困窮者の相談を受け、生活の安定を図る。	社会福祉課
配食サービス事業 	高齢者のみの世帯で、調理が困難な方を対象に、週1～4回栄養バランスのとれた夕食を配達するとともに安否確認を行う。	高齢福祉課
在宅介護支援センターとの連携 	介護者をはじめ高齢者に関するさまざまな相談対応と支援、サービス機関との連絡・調整を行う。	高齢福祉課 市で委託する社会福祉法人
消費生活センターの運営 	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、解決に向けたアドバイスなどを行う。	市民協働推進課
久慈地区更生保護サポートセンターとの連携 	保護司と保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。	社会福祉課 久慈地区保護司会 水戸保護観察所、警察、市更生保護女性の会

●基本施策2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます

○ 関係専門機関の連携・協力による総合的支援を進めます

・医療・保健・福祉等に関する専門機関を中心に、地域の包括的な相談窓口の整備と関係機関の連携による総合的な支援体制を確立します。

○ 専門知識を有する職員の確保と職員資質の向上を図ります

・医療・保健・福祉等の有資格者の人材確保と専門的知識の習得等職員の資質向上を図ります。

市の主な事業	内容	関係部課等
子育て相談・発達支援相談 	発達等で経過観察が必要な乳幼児に対する個別相談を実施する。また、個別相談において母子のかかわり方など支援を行う。	子ども福祉課
生活支援体制整備事業    	多様化する高齢者のニーズに対応するため、地域住民や多様な事業主体による担い手の育成や資源サービス開発を推進し、支援体制の充実を図る。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業   	認知症、知的障害、精神障害などによって、自己判断が困難で、権利擁護や身上監護を行う必要がある方に対し、成年後見制度の利用を支援する。	社会福祉課 高齢福祉課
地域包括支援センターの運営  	地域のさまざまなニーズに応えることができる地域包括ケアの中核機関として、介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族への相談支援、虐待防止や権利擁護等を行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
緊急通報体制整備事業  	高齢者のみの世帯に対し、消防本部に通報する緊急通報用電話機、ペンダント型無線発信機等の貸与を行う。	高齢福祉課

## 基本目標4 災害や地域の異変に備えます

自然災害の発生や突然の体調不調を訴える人が発生した場合、不幸にも事件・事故に巻き込まれた場合など、常に地域の異変を見すえ、地域の相互支援体制を整えておくことが求められています。地域の中で日頃から支援が必要な人を把握し、市民が相互に見守る体制づくりを進め、必要に応じて適切な支援につなげます。

### ●基本施策1 地域の要支援者を適切な支援につなげます

#### ○市民による見守り活動を支援します

- ・支援を必要とする高齢者や障がい者、子ども、日本語の理解が十分でない外国人などの要支援者を把握し支援対策を進めます。
- ・日頃の挨拶・声掛けなどの地域活動を広め、認知症の発症、虐待事案、消費者被害、自殺リスク等の異変を発見し、適切な対応につなげます。

市の主な事業	内容	関係部課等
ゲートキーパー研修会 	自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人の養成を目的に民生委員・児童委員、一般、行政、教育関係者等の対象者別に研修会を行う。	健康づくり推進課
避難行動要支援者避難支援 	避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全を確立する。	社会福祉課 防災対策課 市社会福祉協議会 町会、自主防災会、民生員児童委員、消防団、警察

市の主な事業	内 容	関係部課等
障害者虐待防止センター 	障害者虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届出の受付窓口となります。障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護等を目的としている。	社会福祉課
児童虐待防止ネットワークの形成 	常陸太田市子どもサポートネットワークの開催や児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待防止に向け、早期発見・早期対応への取り組みを行う。	子ども福祉課
障害者差別問題相談窓口 	障害者差別解消法に基づき、障害者差別に関する相談窓口を設置している。	社会福祉課
教育施設における防災対策 	各学校、幼稚園、こども園等で防災に関する教育を行い、児童生徒の災害対応能力の向上を図る。	防災対策課



## ●基本施策2 地域の共助力を強化します

### ○防災活動を支援します

- ・地域の非常事態に備えた適切かつ迅速な初動態勢確立のため、自主防災会等の共助力の強化を支援します。

### ○地縁組織等の体制強化を支援します

- ・公的なサービスや制度では不十分な地域課題に対応するため、町会や自治会、新たな地域コミュニティ等地縁組織の体制充実と市社会福祉協議会支部の体制強化を支援します。

### ○市民団体等の育成を支援します

- ・地域福祉の主要な担い手であるNPO市民団体等の育成を支援します。

市の主な事業	内容	関係部課等
自主防災会への支援 	地域の防災力向上のため、自主防災リーダー研修会の開催、自主防災会の防災訓練への支援、協力及び補助金交付、いばらき防災大学費用助成金の交付等を行う。	防災対策課 自主防災会
ハザードマップの作成・配付 	防災情報の周知及び迅速な避難の実施を図るため、災害や防災に関する情報、災害が予測される区域、避難所等を記載したハザードマップを作成し、配布する。	防災対策課



市の主な事業	内 容	関係部課等
<p>町会・自治会・新たな地域コミュニティの活動支援</p> 	<p>町会に対し町会活動支援交付金をはじめ各種補助金を交付するとともに地区町会長協議会連合会へ活動補助金を交付し、地域の振興活動や地域間の情報共有、課題解決に対する活動を支援する。また、新たな地域コミュニティ団体への活動補助金及び運営交付金を交付し、地域の特性を生かした主体的、自主的なまちづくり活動を支援する。</p>	<p>市民協働推進課 町会、地区町会長連絡協議会連合会、地域コミュニティ団体</p>
<p>地域における防犯パトロール活動の推進</p> 	<p>太田警察署、太田地区防犯協会及び自警団等のボランティア団体と連携、協力し防犯パトロール活動などにより防犯意識の啓発に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>市民協働推進課 警察、太田地区防犯協会、自警団等のボランティア団体</p>
<p>NPO・市民活動の支援・育成</p> 	<p>NPO 法人の設立支援及び市民活動、その他市民活動に関する相談等の支援を行う。また、市民活動団体に対する障害保険・賠償責任保険を市で契約し、万が一の事態に備える。</p>	<p>市民協働推進課 市内 NPO 法人団体等</p>
<p>社会を明るくする運動</p> 	<p>すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。毎年7月を「社会を明るくする運動」強調月間としている。</p>	<p>社会福祉課、生涯学習課警察、久慈地区保護司会、更生保護女性の会、青少年相談委員協議会、青少年健全育成常陸太田市民の会、市民の会環境部、市内小中学校など</p>

## 基本目標5 地域福祉を進めるための環境を整えます

地域福祉の推進には、その中心的な担い手である市民・市社会福祉協議会・行政（市）がしっかりと連携・協力していることが重要です。特に市民と市職員あるいは市社会福祉協議会職員、地域の事業者等が相互に信頼の上に連携・協力できる関係づくりを推進します。

また、誰もが安心・安全に暮らせるよう、公共施設等のバリアフリー化はもちろんのこと、民間施設を含めたユニバーサルデザインの環境づくりを推進します。

### ●基本施策1 市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を推進します

#### ○市社会福祉協議会の体制強化を支援します

- ・地域福祉の中核的な組織である市社会福祉協議会の活動支援及び安定運営等、体制の強化を支援します。

#### ○社会福祉法人等の社会貢献を促進します

- ・社会福祉法人事業者等などの社会貢献と地域福祉活動の取り組みを促進します。

#### ○市職員の地域福祉への参画を図ります

地域福祉の理解と地域活動等への参加を促進します。

市の主な事業	内容	関係部課等
地域ふくし懇談会の開催(再掲) 	地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会、民生委員児童委員

市の主な事業	内 容	関係部課等
<p>地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体的策定</p> 	<p>理念や基本目標を共有する地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することにより、市民協働による福祉のまちづくりを推進する。</p>	<p>社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 市地域福祉推進委員会、市社会福祉協議会のまちづくり委員会</p>
<p>社会福祉法人の社会貢献活動の促進</p> 	<p>社会福祉法人による公益的な活動(地域の高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者等に関する生活課題の解決への対応等)が積極的に展開されるよう必要な調整を図る。</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課 市社会福祉協議会</p>



## ●基本施策2 地域福祉を推進する環境整備を進めます

### ○ バリアフリーを推進します

- ・公の施設は、バリアフリー化を推進するとともに命を守る地域の緊急避難場所としての整備を推進します。

### ○ 生活環境の改善を図ります

- ・誰もが生活上の支障を解消できるよう生活環境を改善します。

### ○ 地域福祉活動拠点の確保と整備を支援します

- ・地域福祉活動の拠点整備を進めます。

市の主な事業	内 容	関係部課等
移動支援事業 	障がい者の日常の外出及び余暇活動等、社会参加における外出時の移動支援を行う。	社会福祉課 市社会福祉協議会
重度心身障害者通院 通所交通費助成 	重度の心身障害者が、医療機関又は機能回復訓練のための通院通所に要する交通費（タクシー）の一部を助成する。 ＊但し、自動車税減免の方は除く。	社会福祉課
外出支援サービス事業（医療機関送迎） 	自力で医療機関に出向くことが困難な高齢者が市内の医療機関に通院するためのタクシー送迎に係る運賃の一部を助成する。また、旧町村地区内の通院送迎サービスを行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

市の主な事業	内容	関係部課等
公共施設の施設内禁煙化の推進 	ポスターの掲示やチラシの配布を行う。また、最新の正しい情報をもとに住民に周知を行う。	健康づくり推進課
ひとにやさしい道路・公園の整備 	高齢者や障がい者・小さい子ども連れの方等やだれもが安全で安心して快適に利用できるように、段差や勾配や幅員等に配慮した都市施設の整備を行う。	都市計画課
地域公共交通網の形成  	市民のライフステージや地域の特性に合わせ、快適な外出が可能になるよう公共交通網の構築を図り、高齢者を中心とした移動への支援を行う。	企画課
運転免許証自主返納支援事業  	平成 28 年 10 月 1 日以降にすべての運転免許証を自主返納された市民を対象に路線バス IC カードまたは市民タクシー等利用券 1 万円分の補助を行う。	企画課
高齢者バス利用促進助成事業  	満 75 歳以上の市民を対象に茨城交通(株)の記名式路線バス IC カードを購入する方に対して市内路線バス運賃の半額助成を行う。	企画課
乗合タクシー運行事業  	事前に登録した常陸太田・金砂郷・水府地区にお住まいの方を対象に、各地区から市街地まで乗り合いで利用する乗合タクシーの運行を行う。	企画課